

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」

に基づく届出の窓口が

「所轄消防署」に変わります。

平成26年4月1日より、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく届出の窓口が、大阪市消防局予防部規制課から貴販売所の所在地を管轄する大阪市内各消防署に変更となります。

届出の際は、窓口のお間違いがないようご注意ください。

今後とも地域の安全・安心と事務手続きの利便性のさらなる向上に努めて参りますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い致します。

所轄消防署が窓口となる届出・報告

液化石油ガス販売事業

- ①販売所等変更届
- ②業務主任者等選解任届
- ③登録行政庁変更届
- ④販売事業者承継届
- ⑤販売事業報告
- ⑥販売事業廃止届

保安機関

- ①保安機関変更届
- ②一般消費者等の数の減少届
- ③認定行政庁変更届
- ④保安機関承継届
- ⑤保安業務実施状況報告
- ⑥保安業務廃止届

液化石油ガス設備工事等

- ①液化石油ガス設備工事届
- ②特定液化石油ガス設備工事事業開始又は変更届
- ③特定液化石油ガス設備工事事業廃止届

事故届

販売所への立入検査につきましても、所轄消防署が実施します。



消防局予防部規制課が窓口となる申請・請求

液化石油ガス販売事業

- ①液化石油ガス販売事業の登録 ②液化石油ガス販売事業者の認定

保安機関

- ①保安機関の認定又は認定更新 ②保安業務規程の認可又は変更認可
- ③一般消費者等の数の増加の認可

貯蔵施設及び特定供給設備（以下「貯蔵施設等」といいます。）

- ①貯蔵施設等の設置又は変更許可 ②貯蔵施設等の完成検査

充てん設備

- ①充てん設備の設置又は変更許可 ②充てん設備の完成検査
- ③充てん設備の保安検査

その他

- ①登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求

よくあるご質問

Q 事業者の所在地と販売所の所在地が違うのですが、窓口はどこになりますか？

A 販売所の所在地を管轄する消防署が窓口となります。

このチラシに関するお問い合わせは
大阪市消防局予防部規制課（保安）まで
Tel. 06 - 4393 - 6268（直通）
（9時～17時30分 ※土日祝日除く）



大阪市消防局

OSAKA MUNICIPAL FIRE DEPARTMENT

放置ボンベ撲滅にご協力下さい。